

い ち い 寮

〔施設の種類〕	障害者支援施設
〔利用定員〕	60 人
〔障害福祉サービスの種類〕	生活介護・施設入所支援
〔所在地〕	八戸市大字松館字在家山谷 19 番地 3
〔建設年月日〕	昭和 55 年 4 月 1 日
〔事業開始年月日〕	平成 20 年 4 月 1 日
〔施設の概要〕	敷 地 5,057.00 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 3,645.05 m ² 付属建物 倉庫ほか 361.51 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者一人ひとりの意向、障害の特性等心身の状況に応じて障害福祉サービスを提供し、充実した自立生活の実現に努める。
- (2) 個々の利用者の状況に配慮した、より専門的・的確な支援が出来るよう努め、良質な障害福祉サービスの提供に努める。

【2 年度の重点目標・新規取組事項】

- いちい寮の課題であったプライバシーの確保や障害特性の多様化に対応するため、うみねこ学園移転後の建物を改修し、個室や少人数で過ごせる場所を確保する。
- 「利用者支援・業務管理システム」を導入し、情報共有と記録業務の効率化を図り、職員による利用者支援時間の確保とサービスの質の向上に努める。
- グループホーム利用者の高齢化、障害の重度化と支援ニーズの多様化に対応するため、各種マニュアルの見直しを行い、バックアップ体制の強化を図る。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

- ① 外部委託業者との連絡を密にし、利用者に安心、安全な給食を提供する。
- ② バランスのとれた栄養を確保するとともに、嗜好、義歯使用、残食等の状況を把握し献立内容の充実を図る。また、高齢化に伴って誤嚥防止に努める。
- ③ 行事、季節に応じた献立を工夫するなど、魅力ある食事提供に努める。
- ④ 給食会議を開催し、利用者一人ひとりの嗜好の掌握と意見の反映に努める。

(2) 生活支援等

- ① 利用者の基本的人権及び保障されるべき権利を尊重し、差別や偏見をなくし、個性、自主性、プライバシー等において「個人」を尊重する。
- ② 利用者一人ひとりの能力・特性を良く理解し、可能な限り地域社会で自立し生きていくためのあらゆる支援を行うよう努める。
- ③ 利用者が快適で豊かな生活を営める環境を整え、地域社会への積極的な参加と交流を

図りながら健康で明るく生き活きと生活できるよう努める。

- ④ 作業を通じ、持続力と責任感を培うよう努める。
- ⑤ 余暇を充実させることにより、生活の中に楽しみと潤いを見出せるよう援助し、日常生活に必要な基本的知識、教養の習得を支援する。
- ⑥ 可能な限り地域社会で自立することが出来るよう努める。
- ⑦ 自治会を開催し、施設運営に利用者の意向を反映させるとともに、利用者間の親睦を深め、自主自立の精神を持って活動し、寮生活を実りあるものになるよう努める。
- ⑧ 職員は常に自分の支援を振り返り、職員間相互においても支援のあり方を点検し、日々の支援に活かすよう努める。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施するほか、嘱託医及び家族との連携をとりながら、伝染性疾患等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- (2) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴サービスを提供するとともに、シャワーを希望する利用者へは随時提供し、清潔の保持に努める。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健支援と衛生的な環境の維持に努める。
- (4) 散歩・ラジオ体操等を日課に取り入れ、健康増進を図る。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

利用者一人ひとりの意思を尊重し、苦情を密室化せず、適切な対応により円滑で円満な解決を促進し、利用者の権利を擁護するとともに、サービスの向上に努める。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決委員会第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美（八戸市社会教育委員）

松 井 敬 子（八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

石 藤 奈保子（八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

利用者が健康で豊かな生活を送れるよう処遇の向上を図るとともに、個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にする。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署の指導のもとに、防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の所在不明や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握を十分に行い、安全確保に努める。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

市内の小・中学校を始め各種団体等の交流を推進するとともに、ボランティアを積極的に受け入れるなど地域に開かれた施設づくりに努める。

(2) 地域との交流

いちい寮祭等の行事の際には、広く地域住民の参加を求め、交流の場を広げ、施設のオープン化に努める。また、地域の行事や環境美化活動等にも積極的に参加し、社会性を涵養する。

(3) 地域貢献

八戸市が指定した災害弱者が避難する福祉避難所の機能を地域住民に周知し、地域と共に防災対策に努める。また、職員を青森県災害福祉支援チームに登録し、大規模災害時に派遣できる体制を整える。

8 年間行事計画

○毎月行うもの

誕生会・面会・職員会議・給食会議・自治会・体重等測定

月	行 事 内 容	場 所
4	前期健康診断 春季一時帰宅	寮内 各家庭
5	お花見外出	市内
6	食事会週間	市内
7	南エリアレクリエーション	市東体育館
8	お祭り見学 夏季一時帰宅 青森県障害者スポーツ大会 自由外出月間	市内 各家庭 青森市 市内
9	旅行1班～旅行3班	会津方面ほか
10	後期健康診断 食事会	寮内 市内
11	いちい寮祭	寮内
12	忘年会 もちつき 冬季一時帰宅	市内ホテル 寮内 各家庭
1	愛の輪レクリエーション	八戸市公会堂

2	えんぶり鑑賞	寮内
3	自由外出月間	市内

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容	場 所
4	新任職員研修	寮内
6	意思決定支援・システム導入に関する研修	寮内
8	虐待防止に関する研修	寮内
10	吐物処理及びメンタルヘルスに関する研修	寮内
12	事業団実践研修事前発表	寮内
2	事例検討発表	寮内
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会	寮内

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
4	青森県知的障害者福祉協会総会・研修会	青森市	1
	八戸市職親会総会・研修会	八戸市	1
5	食品衛生責任者講習会	八戸市	1
	全国知的障害関係施設長会議	横浜市	1
	八戸市手をつなぐ育成会総会・研修会	八戸市	1
6	福祉従事者研修会新任職員研修	青森市	2
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修初任者コース	青森市	1
	東北地区知的障害者福祉協会施設長連絡協議会	山形県	1
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会総会・研修会	八戸市	1
7	八戸市障がい児・者支援連絡協議会総会・研修会	八戸市	1
	防火管理者講習	八戸市	1
	栄養・食育マネジメントセミナー	青森市	1
	相談支援専門員現任者研修	青森市	1
8	青森県障害者虐待防止・権利擁護研修	青森市	1
	社会福祉施設職場研修担当者研修	青森市	1
9	東北地区知的障害者福祉協会専門研修会	盛岡市	3
	苦情解決関係者研修会	青森市	1
	強度行動障害者支援者養成研修（基礎）	八戸市	1
	強度行動障害者支援者養成研修（実践）	青森市	2
	社会福祉施設看護職員研修	青森市	1
10	相談支援従事者初任者研修	青森市	1
	障害児・者支援セミナー	青森市	1
	北海道・東北ブロック社会福祉事業団連絡協議会研修	福島県	1
	福祉職員キャリアパス対応研修中堅職員コース	青森市	1

	サービス管理責任者研修（基礎）	青森市	1
11	東北地区知的障害者福祉協会職員研修大会	青森市	1
	東北フォーラム in やまがた		
	サービス管理責任者研修（更新）	青森市	2
	青森県手をつなぐ育成会・青森県知的障害者福祉協会合同研修	青森市	1
	介護スキルアップ研修	青森市	3
	福祉職員キャリアパス対応研修チームリーダーコース	青森市	1
12	苦情解決第三者委員研修	青森市	3
	安全運転管理者講習	青森市	1
	福祉オンブズマン合同研修会	八戸市	1
1	虐待防止・権利擁護研修会（従事者・管理者）	青森市	2
	社会福祉法人経営セミナー	青森市	1
2	青森県知的障害者福祉協会職員・利用者研修会	青森市	1
合計			46

1.0 業務体制（定員 60 人）

○人員に関する配置基準

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

基準合計	施設長	サービス管理責任者	看護師	理学療法士	生活支援員	嘱託医
23	[1]	[1]		20		(1)

○職員配置

配置合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	用務員
52	[1]	[1]	41	1	1	1	(2)	4

※[]は兼務 ()は嘱託

1.1 利用者の状況

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
男	6	10	5	11	1	1	1	35
女	3	4	4	6	6	2		25
計	9	14	9	17	7	3	1	60

いちい寮短期入所事業

〔実施施設〕	障害者支援施設いちい寮
〔利用定員〕	2人
〔所在地〕	八戸市大字松館字在家山谷 19 番地 3
〔事業開始年月日〕	平成 20 年 4 月 1 日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則 7 日/月）の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行う。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の立てる献立表により提供する。

(2) 生活支援等

入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行う。

(3) 相談及び援助

利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

健康管理については、いちい寮に準じて適切に対応する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者等及び家族からの苦情に迅速かつ、適切に対応し、苦情解決に努める。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

5 業務体制

いちい寮の業務体制でサービスを提供する。

いちい寮共同生活援助事業

〔実施施設〕	グループホーム　ハウス元気アップ
〔バックアップ施設〕	障害者支援施設いちい寮
〔利用定員〕	ハウス元気アップ1　6人 ハウス元気アップ2　6人
〔所在地〕	ハウス元気アップ1 八戸市大字是川字新田 17 番地 16　八重坂市営住宅A 1 ハウス元気アップ2 八戸市大字是川字新田 14 番地 1　八重坂市営住宅B 2
〔事業開始年月日〕	平成 20 年 4 月 1 日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者の身体、精神の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談
その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの
提供に努める。
- (3) 必要に応じて指定受託居宅介護事業所のサービスを活用し、利用者支援の充実化を図る。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容（外部サービス利用型）

①共同生活援助計画の作成

生活の場や職場等の環境を考慮した個別支援計画を作成する。

②利用者からの相談への対応

職場における不安や悩みについて傾聴・相談を行う。

③食事の提供

世話人により 1 日 3 食の食事を個々の嗜好に合わせて提供する。

④健康管理・金銭管理の援助

健康管理について、日常的な体調管理指導の他、体調不良時の通院付き添いを行う。

また、日々の小遣いの使用方法についてレシートを活用し、金銭管理について指導を
する。

⑤余暇活動の支援

休日にショッピングセンターの買い物に付き添う他、八戸圏域での行事への参加に付
き添いを行う。

⑥緊急時の対応

非常時には、いちい寮の夜勤者が対応できるよう体制の強化を図る。

⑦職場等との連絡・調整

利用者が意欲を持って働けるよう連絡及び調整を行う。

⑧その他日常生活に必要な介護

月 4 回の定期訪問を行い、居室や身だしなみの清潔保持について助言する。

3 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、苦情解決に努める。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに健全な支援に努めるよう改善を図る。

4 安全管理

防災設備等を定期的に点検するとともに、事業所独自の防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

5 研修計画

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
5	青森県東地区GH・CH連絡協議会総会・研修会	八戸市	3
8	青森県東地区GH弁論大会・カラオケ納涼会	八戸市	3
11	サービス管理責任者研修	青森市	1
1	青森県東地区GH新春研修会	八戸市	3
合 計			10

6 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 208 号)

基準合計	管理者	サービス管理責任者
2	1	1

○職員配置

基準合計	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員*
11	[1]	[1]	2	[7]

※[] 嘱託

*バックアップ担当職員

7 利用者の状況

(令和 2 年 2 月 1 日現在)

区分	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	計
男性					4	2		6
女性			3		1	2		6
計			3		5	4		12

いちい寮指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

〔実施施設〕 障害者支援施設いちい寮
 〔所在地〕 八戸市大字松館字在家山谷 19 番地 3
 〔事業開始年月日〕 平成 25 年 4 月 1 日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応及び虐待防止

苦情への対応、虐待防止については、いちい寮に準じて適切に対処する。

4 研修計画

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
7	相談支援従事者現任研修	青森市	1
10	相談支援従事者初任者研修	青森市	1
合計			2

5 業務体制

○人員に冠する配置基準

(指定計画相談支援の事業（指定障害児相談支援）の人員及び運営に関する基準第3条及び第4条)

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

基準合計	管理者	相談支援専門員
5	[1]	[4]

※[]は兼務

いちい寮日中一時支援事業

〔実施施設〕	障害者支援施設いちい寮
〔所在地〕	八戸市大字松館字在家山谷19番地3
〔事業開始年月日〕	平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供するため、障害者等を一時的に受け入れ、障害者等の日中における活動の場を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の立てる献立表により提供する。
- (2) 生活支援等
入浴、食事、排泄、その他一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを行う。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

健康管理については、いちい寮に準じて適切に対応する。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
苦情受付窓口を設置し、利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ、適切に対応し、苦情解決に努める。
- (2) 虐待防止
利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努める。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに健全な支援に努めるよう改善を図る。

5 業務体制

いちい寮の業務体制でサービスを提供する。

長 生 園

〔施設の種類〕	養護老人ホーム
〔入所定員〕	50 人
〔所在地〕	八戸市大字是川字狹森 33 番地
〔建設年月日〕	平成 4 年 11 月 1 日
〔事業開始年月日〕	平成 21 年 4 月 1 日
〔施設の概要〕	敷 地 11,931 m ² 建 物 鉄筋コンクリート造平家建 延床面積 2,948.96 m ² 付属建物 機械室 12.3 m ²

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指導、訓練及び援助を行う。
- (2) 熱意及び能力を有する職員の育成に努め、常に入所者の意思と人格を尊重しながら、その立場に立った適切な処遇に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
- (4) 老人福祉を増進する事業を行う他の事業者との連携に努める。

【2 年度の重点目標・新規取組事項】

- 自治体、関係機関と連携・情報共有を密にし、安定的・持続的な施設運営に努める。
- 認知症および精神疾患に対する職員の知識の向上を図り、専門性をもった対応に努める。
- 入所者の残存機能個別シートを作成し、できることは自分で取り組むことができるように、残存機能を活かした適切な支援に努める。

2 入所者の処遇

(1) 給食管理

- ① 季節の食材・地元食材を使った料理、祭事に絡めた料理などを取り入れ、入所者の食欲が維持できるよう献立作成に努める。
- ② 給食委託業者が発注する食材の選定には十分配慮し、入所者への食事提供を安全なものとする。
- ③ 年 2 回の嗜好調査及び 3 食毎の残菜調査を実施し、一人ひとりの嗜好に合った食事提供と食事形態の改善を行う。
- ④ 野外での食事や行事食を組み入れることにより、入所者の気分転換や食欲の維持、増進を図る。
- ⑤ 筋力低下予防のため、現状の食事内容を見直し、たんぱく質強化に努める。
- ⑥ 身体機能の低下等により、自分で食事摂取することが困難な方に対し、個々の状態に応じた介護用食器を取り入れることにより、自立性を高め、食べる事への意欲に繋げる。
- ⑦ 入所者の健康維持のため、栄養ケア計画書を作成し、アセスメントを行う。さらに医療

会議を開催し、入所者の食事管理に努める。

- ⑧ 入所者の咀嚼、嚥下についての研修を実施し、食べる機能の維持向上に努める。
- ⑨ 給食委託業者と定期的な会議を開催し、連携を密にすることにより、個別対応やソフト食等、入所者のニーズに柔軟に対応した食事提供に努める。

(2) 生活支援

- ① 入所者の心身の状況及び入所者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むための処遇計画を作成し、その計画に基づき、入所者一人ひとりの状態に合わせた支援を行う。
心身状況等に変化がみられた場合などには、必要に応じて処遇計画を見直す。
- ② 入所者との個別面談を定期的に行い、入所者の希望や意見を尊重したうえで、個々の処遇計画に基づき、適切な支援を行う。
- ③ 入所者一人ひとりの残存機能を整理した個別シートを作成し、生活リハビリを取り入れ、できることは自分で取り組めることができるように支援をする。
- ④ 聴覚障がいに対する理解と知識を深め、コミュニケーション能力のスキルアップを図る。
- ⑤ 入所者の口腔個別計画に基づき、口腔ケアを継続して行う。
- ⑥ 入所者の介護ニーズに対応した介護保険サービスが利用できるよう、併設の「ケアプランセンター長生園」及び他の居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所との連絡を密にする。
- ⑦ 下肢筋力アップ運動、ロコモ体操、コグニサイズ等を実施し、身体機能の維持向上及び認知症予防に努める。
- ⑧ 定期的に電話や手紙等で入所者の状況等を家族へ伝え、緊急時等の連絡・協力体制を確保する。
- ⑨ 収穫祭など園内行事に、入所者の家族を招待し、入所者と家族との交流を図る。
- ⑩ 高齢化に伴う身体機能の低下が著しい入所者については、家族と連絡をとり、介護保険施設への移行申請等の助言、支援を行う。
- ⑪ 各種教室（介護予防教室、地域文化教室、手芸教室、カラオケ教室、折り紙教室、メイク教室）や、ボッチャ大会等のレクリエーションを実施し、余暇活動の充実を図る。
- ⑫ 畑での野菜作りや園芸作業を実施し、入所者の生きがい作りに努める。
- ⑬ おやつ作りを実施し、「つくる喜び」「できる喜び」「たべる喜び」を感じて頂き、生活意欲の増進を図る。
- ⑭ 入所者の身体や着衣・寝具及び居室内の清潔保持に努める。
- ⑮ 入所者の金銭管理については、預貯金を原則とし、現金での管理は避ける。
- ⑯ 入所者の通帳、印鑑については、本人からの依頼により園で保管する。

(3) 環境整備

- ① ボイラーや空調機器等、機械設備の点検を定期的に行い、入所者が快適に生活できる環境を整える。
- ② 施設内の暑さ・寒さ対策の適切な冷暖房機器の運転や施設改修を行う。
- ③ 入所者が安全かつ快適に入浴できるように浴室の環境整備を行う。
- ④ 入所者がくつろげる場所になるようデイルームの環境整備を行う。
- ⑤ ナースコールや消防設備等、定期的に点検を行う。
- ⑥ 6か月ごとに1回、園内の大掃除を行う。

- ⑦ 手すりや椅子等を定期的に自主点検し、入所者が事故なく安全に生活できる施設環境を整える。

3 健康管理・疾病予防

- (1) 嘱託医及び各主治医との連携を密にし、入所者の健康状態を把握して、異常の早期発見と早期対応に努める。必要に応じて医療機関への受診介助を行う。
- (2) 健康診断を年2回実施し、入所者一人ひとりの身体的なデータを把握し、異常の早期発見に繋げる。
- (3) 法令に基づき結核検診を実施し、感染予防に努める。
- (4) 入所者及び職員を対象としたインフルエンザ予防対策講話会を開催し、予防接種を実施する。
- (5) 医療、看護等に関する研修に参加し、研修で得た知識を職員間で共有することにより、職員の知識とスキルの向上に努める。
- (6) 医療会議を開催し、入所者の健康状態の情報交換と共有を職員間で行い、医療、看護、介護、栄養面からの援助を行い、入所者の良好な健康状態の維持に努める。
- (7) 入所者が利用するデイサービス事業所と連携を図り、入所者の情報を共有し、良好な健康状態の維持に努める。
- (8) 入所者に重篤な病状が発症した場合、職員がその症状に沿った対応が速やかにできるよう、定期的に勉強会を行う。
- (9) 入所者及び職員を対象とした歯科医師による口腔ケア講話会を開催し、口腔ケアの重要性についての理解を深める。
- (10) 入所者の誤嚥等を予防するため、関係医療機関と連携し、年1回の歯科検診を実施し、必要に応じて治療を開始、継続する。
- (11) 感染症の予防や発生時の感染拡大防止のために、標準予防策の徹底を図る。
- (12) 感染症発生時に、迅速かつ適切な対応が取れるよう、定期的に内部研修を実施する。
- (13) 入所者への与薬については、マニュアルに則り適切に確実に行う。また、定期的に内部研修を実施する。
- (14) 認知症及び精神疾患に関する外部研修に参加するほか、外部講師派遣など計画的に内部研修を実施し、知識や理解を深め、専門的スキルを身につける。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

入所者等からの苦情については、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(2) 苦情解決第三者委員

下 館 敏 (風張町内会長)
野 澤 壽 代 (是川地区民生委員主任児童委員)
前 田 恵美子 (長者地区・天狗沢・番屋・鴨平・土橋民生委員)

(3) 虐待防止

入所者の虐待防止等について虐待防止検討委員会を開催し、入所者の心身の安全と尊厳を保する。

(4) 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化について、定期的な委員会の開催と研修を実施する。

5 施設サービス評価

入所者を個人として尊重し、常に入所者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

- (1) 施設の設備機器等について、定期的な保守点検や自主点検を行い、不良箇所を早期に見し、適切な修繕を施すことで安全管理に努める。
- (2) 法令に基づいた防災訓練の計画をたて、夜間を想定した訓練も含め年3回の訓練実施と入所者を対象とした防災ビデオ上映会を開催する。
- (3) 地震、土砂災害・風水害発生時の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画をたて、夜間を想定した訓練も含め年2回の訓練を実施する。
- (4) 事故発生について、事故防止委員会を定期的に開催し、事故報告を分析するとともに、職員間の意識の共有化を図り入所者の事故防止に努める。
- (5) 職員一人ひとりが危機管理マニュアルを熟知し、非常時等適切に対応できるよう努める。
- (6) 3日分の非常食(食糧と水)・衛生用品・防災セットを備蓄し、非常災害に備える。
- (7) 栄養士、厨房職員を対象に毎月1回(赤痢菌・腸管出血性大腸菌群・サルモネラ菌・腸チフス菌・パラチフス菌)の検便と、ノロウイルス流行時期の10月～3月までの6ヶ月は、ノロウイルスの検便を実施し、食の安全に努める。
- (8) 感染症対策委員会で作成した年間スケジュールを基に、職員・入所者・厨房職員に対して、食中毒・ノロウイルス・インフルエンザ等の感染予防について研修を行う。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) 地域の高齢者支援センターや地域団体・自治体と連携を深め、定期的に介護予防教室や介護相談等を実施する。
- (2) 地域住民に対し、町内会等の地域団体を通して、当園における行事等ボランティア活動の参加を呼び掛ける。
- (3) 学生等の施設実習や中学生の体験学習を積極的に受け入れ、現場体験を通して入所者援助に係わる知識や専門技術の習得の機会を提供する。
- (4) 入所者と地域とのかかわりを深めるため、地域で開催される行事等について、周知し、参加を促す。

8 年間行事計画

○定期的に行うもの

各種教室（地域文化教室他）、野菜の栽培、行事写真の上映会、誕生会、買い物、長生園だより、メールマガジンの発行、介護予防教室

月	行 事 内 容	場 所
4	開園記念式典	園内
	大掃除(1回目)	園内
	花見	園内
5	定期健康診断(1回目)	園内
	農作業・園芸作業開始(畑、中庭)	園内(畑・中庭)
	ポケネット大会	園内
	地震防災訓練(1回目)	園内
	長生園だより発行(1回目)	園内
6	バラ園見物	市内
	衣料訪問販売(1回目)	園内
	ビデオ視聴会(1回目)-食中毒について-	園内
	手洗い指導(1回目)	園内
	防災訓練(1回目)	園内
7	青森県総合健診センターの検診車による結核検診	園内
	七夕飾りつけ	園内
	ブルーベリー狩り	市内
	デパート買い物(1回目)-昼食付-	市内デパート
8	八戸三社大祭見学	八戸市内
	盆供養	園内
	運動会	園内
	防災訓練(2回目)-夜間-	園内
	スイカ割	園内
	花火鑑賞	園内
	お歯科講話会	園内
	歯科検診	園内
9	敬老会と行事写真上映会	園内
	秋彼岸供養	園内
	おやつ作り(1回目)	園内
	地震防災訓練(2回目)-夜間-	園内
	日帰りレクリエーション	市内近郊
	長生園だより発行(2回目)	園内
10	収穫祭	園内
	焼き芋会	園内
	大掃除(2回目)	園内

	園内環境整備（樹木等）	園敷地内
	防災訓練（3回目）	園内
11	納骨塔開帳記念日	園内
	デパート買い物（2回目）-昼食付-	市内デパート
	定期健康診断（2回目）	園内
	健康講話会-インフルエンザ予防-	園内
	インフルエンザ予防接種	木村クリニック
	ビデオ視聴会（2回目）-ノロウイルスについて-	園内
	手洗い指導（2回目）	園内
	入所者寝具丸洗い	園内
	土砂災害・風水害防災訓練	園内
	干し柿づくり	園内
12	年越し供養会	園内
	クリスマス会・おやつ作り（2回目）	園内
	衣料訪問販売（2回目）	園内
1	ビデオ視聴会（3回目）-防災について	園内
	かるた・福笑い大会	園内
	おやつ作り（3回目）	園内
	長生園だより発行（3回目）	園内
2	ボッチャ大会	園内
	おやつ作り（4回目）	園内
	節分会	園内
	えんぶり鑑賞	園内
3	カラオケ大会	園内
	行事写真上映会（2回目）	園内
	おやつ作り（5回目）	園内
	春彼岸供養	園内

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	基本的な接遇について
	入所者の尊厳について
	新任職員等研修
5	急変時の症状と対応について
6	水分補給について
	精神疾患（精神障がい）等について
7	虐待防止について（身体拘束等）
	介護技術研修会

9	嚥下・口腔ケアについて
11	認知高齢者等への対応について
12	感染症予防研修会
1	虐待防止について（身体拘束等）
2	介護技術研修会
随時	外部研修参加者による報告会 精神、聴覚障がい、認知症等についての勉強会 手話講習会

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
4	老人福祉施設新任職員研修	青森県立保健大学	青森市	1
	感染対策講習会	八戸市立市民病院	八戸市	2
5	認知症セミナー	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	1
	八戸地域介護サービス協議会総会・研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	1
6	高齢者支援セミナー	青森県立保健大学	青森市	1
7	食品衛生講習会	八戸地区社会福祉施設連絡協議会	八戸市	1
	介護等専門職研修	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	介護技術レベルアップ研修会	青森県老人福祉協会	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程初任者コース	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	栄養・食育マネジメントセミナー	青森県立保健大学	青森市	1
	上級救命講習会	八戸地区社会福祉施設連絡協議会	八戸市	2
	階層別研修	青森県老人福祉協会	青森市	1
8	介護等専門職研修	青森県社会福祉協議会	青森市	1
9	社会福祉施設看護職員研修	青森県立保健大学	青森市	2
	東北ブロック老人福祉施設研究会	仙台市老人福祉協議会	仙台市	1
	養護老人ホーム職員研修会	青森県老人福祉協会	青森市	1
	チームビルディングファシリテーター養成研修	青森県老人福祉協会	青森市	1
	軽費・養護老人ホーム経営セミナー	独立行政法人福祉医療機構	東京都	1
	福祉サービス苦情解決関係者等研修会	青森県運営適正化委員会	青森市	1
10	介護等専門職研修（認知症）	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	防犯講習会	八戸地区社会福祉施設連絡協議会	八戸市	1
	高齢者虐待防止の研修会	青森県社会福祉協議会	青森市	1
11	リスクマネジメント研修会	青森県老人福祉協会	青森市	2
	地域連携看護セミナー	青森労災病院	八戸市	1
	エトリート・フォローアップ研修会	青森県老人福祉協会	青森市	1
	介護技術スキルアップ研修	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	短期専門講習（緊急時の介護）	介護労働安定センター	八戸市	1
	大規模災害に備えたBCPセミナー	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程中堅職員コース	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	青森県栄養士会福祉職域研修会	青森県栄養士会	青森市	1

12	介護技術講習及び能力開発啓発セミナー	介護労働安定センター	八戸市	1
	認知症の BPSD 改善に資する研修会	青森県老人福祉協会	青森市	1
1	メンタルヘルス研修会	青森県社会福祉協議会	青森市	1
2	多職種研修会	八戸地区社会福祉施設連絡協議会	八戸市	2
	社会福祉法人会計セミナー決算編	公益財団法人公益法人協会	仙台市	1
	栄養士研修会	八戸地区社会福祉施設連絡協議会	八戸市	1
合 計				41

10 業務体制（定員 50 人）

○人員に関する配置基準（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 12 条）

基準合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
11	1	1	1	1	3	1	1	1	(1)

○職員配置

配置合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
16	[1]	1	1	1	7	2	1	1	(1)

※[]は兼務 （ ）は嘱託

1.1 入所者の状況

○市町村別・年齢別構成

(令和2年2月1日現在)

区分	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計
八戸市	1	1	3	2	8	8	12	35
二戸市			1	3		1		5
三戸町		1			1			2
五戸町						1		1
南部町				1				1
新郷村								
洋野町			1			1		2
計	1	2	5	6	9	11	12	46

○男女別・年齢別構成

区分	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計	年 齢		
									最低	最高	平均
男	1	1	3	5	3	1	1	15	63	90	77
女		1	2	1	6	10	11	31	67	98	86
計	1	2	5	6	9	11	12	46			83
%	2.2	4.3	10.9	13.0	19.6	23.9	26.1	100			

老人デイサービス事業

[事業所名]	長生園デイサービスセンター	
[利用定員]	18 人	
[所在地]	八戸市大字是川字狹森 33 番地	
[事業開始年月日]	平成 13 年 4 月 1 日	生きがい事業活動支援通所事業
	平成 21 年 4 月 1 日	指定通所介護事業
		指定介護予防通所介護事業
	平成 28 年 4 月 1 日	指定地域密着型通所介護事業
	平成 28 年 10 月 1 日	通所型サービス事業
		(介護予防通所介護相当)

1 事業運営の基本方針

- (1) 要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じて自立した日常生活を継続できるよう、必要な世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図る。
- (2) 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

【2 年度の重点目標・新規取組事項】

- 利用者の個別機能訓練計画書を作成し、個々の心身状況に応じた機能訓練を行い、身体機能向上を図る。
- 食事中の緊急マニュアル及び送迎マニュアルの見直しを行い、事故防止に努める。
- 公民館等の地域行事に参加するなど、利用者の地域参加を図る。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

- ①営業日 月曜日から土曜日まで（日曜日・12 月 31 日～1 月 3 日休業）
- ② 営業時間 午前 8 時 15 分～午後 5 時まで
- ③ 提供時間 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分まで（12 月～2 月は午後 3 時まで）
- ④ 利用料 指定地域密着型通所介護・指定介護予防通所介護・通所型サービス（介護予防通所介護相当）の利用者は法定代理受領サービスの 1 割、もしくは一定以上所得者の場合は 2 割の額（介護保険負担割合証に定める割合の額）
- ⑤食事代 1 日 550 円
- ⑥レクリエーション費用及びクラブ活動費等 各自実費負担

(2) 業務の内容

① 介護サービス

入浴、食事、排泄、その他の介護及び機能訓練等、利用者の心身状況を的確に把握し、適切な介護を提供することにより、心身機能の低下を防止し、快適な在宅生活が継

続できるように努める。また、介護支援専門員と連携を密にし、利用者及び家族の意向に沿えるよう、個々の利用者のニーズに応じたサービスを提供する。

② 入浴サービス

利用者の体温・血圧測定と体調確認を行い、身体に負担が掛からない入浴サービスを提供する。

身体状態に応じた特殊浴槽等の入浴機器を使用し、安全、快適な入浴サービスを提供する。

季節ごとの趣のあるお風呂を提供し、リラクゼーションを図る。

③ 日常生活訓練

居宅サービス計画の内容に沿った介護計画を作成するほか、月1回のケース検討において個々の目標を明確にし、目標達成に向けた基本動作訓練を行う。

④ 給食サービス

食事時の緊急マニュアルを作成し、職員間で共有し、対応する。また、新規利用時及び年2回の嗜好調査を実施するほか、月1回のケース検討を実施し、利用者個々の心身状態に応じた適切な食器、食形態での食事を提供する。

季節感のある食事を提供し、食欲の維持・増進を図る。

⑤ 健康状態の確認

利用者の体温・血圧測定を行い、健康状態を確認することで、体調不良等の早期発見に努める。

利用者及び家族との情報交換を密にし、健康管理を行う。

⑥ 送迎

送迎時マニュアルの見直しを行い、緊急時連絡方法等の徹底に努める。

利用者を安全に送迎できるよう、出発時前点検を行う。

利用者の身体状態を考慮した送迎時間を設定し、送迎時の身体的負担を軽減する。

利用者の状況や動作を考慮し、安全に乗降できるよう支援を行う。

⑦ 生活相談

利用者や家族に対して、医療、保健、福祉の総合的な内容や介護について相談、助言を行う。

⑧ リハビリテーション・レクリエーション活動

・創作活動や脳トレーニングを実施するほか、レクリエーションで作成した作品を地域の文化祭に展示するなど、達成感や自己有用感の向上を図り、認知機能の低下防止に努める。

・軽体操などのレクリエーションを実施し、心身機能の維持向上を図る。

・園芸作業やショッピング等の外出行事など季節感を感じて頂ける活動を企画・実施し、生活の質の向上を図る。

⑨ 口腔ケア

一人ひとりの口腔状態に応じた口腔ケアや口腔体操を行い、口腔機能の維持向上を図る。

⑩ 機能訓練

利用者のアセスメントにおいて明確にされた機能訓練計画書を作成し、課題に対しての効果的な訓練を実施する。

利用者一人ひとりの状態に応じた福祉用具・機能訓練器具を提供し、自立度の維持、向上を図る。

3 運営推進会議

(1) 設置目的

利用者、市職員、地域の代表者に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスにすることで、サービスの質の確保・向上を図ることを目的とする。

(2) 運営推進会議委員

石 橋 恒 則 (八戸市立是川公民館館長)

下 館 敏 (風張町内会長)

後 村 武 久 (是川地区民生委員)

大 坂 洋一郎 (利用者代表)

服 部 晃 子 (利用者家族代表)

八戸市職員または地域高齢者支援センター

(3) 開催時期、回数

5 月、11 月、年 2 回

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

利用者等からの苦情については、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(2) 苦情解決第三者委員

下 館 敏 (風張町内会長)

野 澤 壽 代 (是川地区民生委員主任児童委員)

前 田 恵美子 (長者地区・天狗沢・番屋・鴨平・土橋地区民生委員)

(3) 虐待防止

利用者の虐待防止等について虐待防止委員会を開催し、利用者の心身の安全と尊厳を保つ。

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

(1) 送迎マニュアルの見直しを行い、職員間で共有し、事故防止に努める。

(2) 施設の設備機器について、定期的な保守点検や自主点検を行い、不良箇所の早期発見を

し、適切な修繕を施すことで安全管理に努める。

- (3) サービス提供時前に施設の環境警備、福祉用具、機能訓練器具等の備品の安全確認を行い、事故防止に努める。
- (4) 感染症対策委員会で作成した年間スケジュールを基に、職員・利用者に対して、食中毒・ノロウイルス・インフルエンザ等の感染予防について研修を行う。
- (5) 送迎車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努める。
- (6) 送迎時には、ルートや危険個所等の状況把握を十分に行うほか、職員の体調確認を行い、交通事故の防止に努める。
- (7) 事故、災害等が発生した場合は、利用者の安全を最優先し、危機管理マニュアルに基づき、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (8) 事故発生について、事故防止委員会を定期的に開催し、事故報告を分析するとともに、職員間の意識の共有化を図り、利用者の事故防止に努める。
- (9) 法令に基づいた防災訓練の計画をたて、年2回以上の訓練と利用者を対象とした防災ビデオ上映会を開催する。
- (10) 地震、土砂災害・風水害発生時の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画を立て、年1回以上の訓練を実施する。
- (11) 非常食や衛生用品を備蓄し、非常災害に備える。
- (12) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にして同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最低限の範囲で使用する。

7 地域貢献・地域社会との交流

- (1) 地域の高齢者支援センターや地域団体・自治体と連携を深め、介護予防教室や介護相談を実施する。
- (2) 高齢期を迎える市民の社会参加及び地域貢献を奨励するため、八戸市が実施する地域支援事業(シニアはつらつポイント事業)のボランティアを受入れる。
- (3) 学生等の施設実習や中学生の体験学習を積極的に受け入れ、現場体験を通して利用者援助に係わる知識や専門技術の習得の機会を提供する。
- (4) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減を実施し、地域貢献に努める。
- (5) 地域団体等と連携し、レクリエーションを実施するなど、地域との交流の機会を設ける。

8 年間行事計画

○定期的に行うもの

誕生会、バイキング食、各種レクリエーション活動、運営推進会議、長生園だより、メールマガジンの発行、体験利用

月	行 事 内 容	場 所
4	長生園だより発行(1回目)	園内
	花見	こどもの国

5	運営推進会議	園内
	野菜、ひまわり園芸作業開始（畑・中庭）	園内
6	ビデオ視聴会（1回目）-食中毒予防について-	園内
	手洗い指導（1回目）	園内
	防災訓練（1回目）	園内
	地震防災訓練（1回目）	園内
	土砂災害・風水害防災訓練（1回目）	園内
7	七夕飾りつけ	園内
	お食事会	八食センター
	レクリエーション活動の展示	是川公民館
	長生園だより発行（2回目）	園内
8	ショッピング	ユニバース新井田店
	おやつ作り	園内
10	園芸収穫祭	園内
	ショッピング	イオン田向
	レクリエーション活動の展示	是川公民館
	健康講話会-インフルエンザ予防-	園内
	園内環境整備（樹木等）	園内
	防災訓練（2回目）	園内
	ビデオ視聴会（2回目）-ノロウイルスについて-	園内
11	手洗い指導（2回目）	園内
	運営推進会議	園内
	利用者寝具丸洗い	園内
	マリエント見学	マリエント
	干し柿づくり	園内
12	クリスマス会	園内
	おゆうぎ会総練習の見学	こどもの城保育園
	長生園だより発行（3回目）	園内
1	初詣	八戸市内
	ビデオ視聴会（3回目）-防災について-	園内
	おやつ作り	園内
2	節分会	園内
	えんぶり鑑賞	園内
	おやつ作り	園内
3	カラオケ大会	園内

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任職員等研修
	各種マニュアルについて
	接遇研修
	嚥下・口腔ケアについて
6	水分補給について
7	救急法について
	介護職に必要な医学知識について
9	急変時の症状と対応について
11	嚥下・口腔ケアについて
12	感染症予防研修会
2	介護技術研修会（認知高齢者等への対応について）
随時	外部研修報告会 手話講習会 介護職員によるリハビリテーションについて 職員のストレス軽減法・骨盤ケア・腰痛ケアについて

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
5	八戸地域介護サービス協議会総会・研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	2
6	デイサービスセンター職員スキルアップ研修	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	高齢者支援セミナー	青森県立保健大学	青森市	1
7	介護等専門職研修	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	介護技術レベルアップ研修会	青森県老人福祉協会	八戸市	1
	八戸地区介護保険事業者協会研修会	八戸地区介護保険事業者協会	八戸市	1
9	東北ブロック老人福祉施設研究会	仙台市老人福祉施設協議会	仙台市	1
	看護職員研修	青森県立保健大学	青森市	1
	相談員業務に関わる研修会	青森県老人福祉協会	青森市	2
10	八戸市高齢者虐待防止研修会	八戸市	八戸市	1
11	八戸地域介護サービス協議会 デイサービス部会研修会	八戸市介護サービス協議会	八戸市	2
	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程中堅職員コース	青森県社会福祉協議会	青森市	1
	八戸市介護サービス事業者集団指導	八戸市介護保険課	八戸市	2
1	通所事業者向け研修セミナー	シナプソロジー普及会	青森市	1
3	八戸市介護サービス事業者集団指導	八戸市介護保険課	八戸市	1
合 計				19

10 業務体制（利用定員 18 名）

○人員に関する基準

（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第 20 条・第 21 条）

基準合計	管理者	生活相談員	介護員	看護師	機能訓練指導員
5	1	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	生活相談員	介護員	看護師 機能訓練指導員	事務員
11	[1]	3	4	2	1

※[]は兼務

11 利用者の状況

（令和 2 年 2 月 1 日現在）

区分		要介護					要支援		事業対象者		計
		1	2	3	4	5	1	2	1	2	
登録者	男	3	2	0	1	0	0	0	0	0	6
	女	7	8	5	1	2	1	3	3	4	34
	計	10	10	5	2	2	1	3	3	4	40

居宅介護支援事業

[事業所名] ケアプランセンター長生園
[所在地] 八戸市大字是川字狹森 33 番地
[事業開始年月日] 平成 31 年 4 月 1 日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 高齢者支援センターや医療機関との連携を密にし、新規利用者の獲得を目指す。
- 居宅介護支援サービス評価基準による自己評価を実施し、その結果を公表する。
- アンケートを実施し、利用者や家族の意向を踏まえたサービスを提供していく。

2 事業内容

- (1) 高齢者が在宅で自立した生活が送れるよう、介護者が在宅介護ができるように居宅サービス事業者及び関係機関、地域の社会資源の活用も含めた居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画の作成、介護保険の相談業務を行う。
- (2) 八戸市及び他市町村より委託を受け、要介護認定調査を実施する。

3 業務内容

- (1) 利用者から相談を受け、要介護認定の申請代行、取次ぎを行う。
- (2) 利用者又は家族に対し、介護保険制度について、理解しやすいようにパンフレットを作成し、説明する。
- (3) 認定後の福祉制度の活用や居宅サービス計画の作成、サービスの導入や連絡調整、モニタリング、給付管理業務等を行う。
- (4) 地域包括支援センターから委託を受けて、要支援利用者、総合事業対象者のプランを作成し、サービス提供の確保、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- (5) 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当学会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス計画の内容について担当者から意見を求める。
- (6) 介護支援専門員協会等が主催する研修に積極的に参加し、介護保険制度の内容及び動向等の把握に努める。
- (7) 居宅介護支援サービス評価基準による自己評価を実施し、公表する。
- (8) アンケートを実施し、利用者や家族の意向を踏まえたサービスを提供していく。

4 苦情への対応

利用者等からの苦情については、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、苦情受付担当者は、苦情内容について迅速に事実確認し、適切に対応する。

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、事業所が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
随時	外部研修の報告・担当利用者の状況報告

○外部研修

月	研 修 内 容	主 催 者	場 所	人数
5	八戸地域介護サービス協議会研修会	八戸地域介護サービス協議会	八戸市	1
6	介護支援専門員更新研修	青森県介護支援専門員協会	青森市	1
11	福祉職員キャリアパス対応 生涯研修課程中堅職員コース	青森県社会福祉協議会	青森市	1
2	介護予防支援従事者研修会	青森県	青森市	1
年1回	認定調査員現任者研修会	八戸市	八戸市	1
年6回	包括的支援事業研修会	八戸市	八戸市	6
毎月	介護支援専門員協議会研修会	八戸地域介護支援専門員協議会	八戸市	12
年6回	介護支援専門員協会研修会	青森県介護支援専門員協会八戸支部	八戸市	6
合 計				29

7 業務体制

合 計	管理者	介護支援専門員
1	[1]	[1]

※[]は兼務

浩 々 学 園

〔施設の種類〕	児童養護施設
〔入所定員〕	35 人（暫定定員 30 人）
〔所在地〕	八戸市根城七丁目 8 番 46 号
〔建設年月日〕	昭和 47 年 3 月 31 日
〔事業開始年月日〕	平成 21 年 4 月 1 日
〔施設の概要〕	敷 地 3,564.19 m ²
	建 物 鉄筋コンクリート造平屋建
	延床面積 762.27 m ²
	付属建物 物置 20.15 m ²

1 事業運営の基本方針

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 「新しい社会的養育ビジョン」に基づき策定した推進計画に則り、2020 年度分園型小規模グループケア開設に向け職員体制、業務内容等具体的な計画を定めていく。
- 昨年度策定した浩々学園の理念に基づき、「浩々学園生きる教育のための指針」を改め、行事、業務の目的を明らかにすることにより支援の向上を図る。
- 現在実施している面談（お話週間）の記録様式を改訂し、さらに個々の自立支援計画内容を本人に確認することで、より細やかな支援を実施する。

2 入所者の処遇貢献

- (1) 給食は、2 週間ごとに献立表を作成し、これに従った食事を提供することにより、栄養の向上を図る。
- (2) 生活支援等
 - ① 衣料は、各自の状況により必要に応じて支給し、また、その補修洗濯に留意し、常に被服、寝具、下着類の衛生的な着用に努める。
 - ② 生活指導については、常に楽しく規則正しい生活の習慣をつけられるように留意し、身体の諸機能、知能及び情操等の発達を促すとともに、将来自立した生活を営むために買物、調理実習などの経験を通して社会人としての実力養成に努める。
 - ③ 娯楽、遊び、スポーツ等については、テレビ、楽器、遊具、運動用具及び図書等を備え付けるほか、年中行事として、夏祭り、クリスマス会、その他レクリエーションなどを催して入所児童の健全育成に努める。

- ④ 学習指導は、入所児童がその適正、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報等の提供に努める。
- ⑤ 親子関係の再構築等が図られるよう、家庭支援専門相談員を中心に家庭環境の調整に努める。

3 健康管理

- (1) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴させるほか、シャワーについては、随時使用させる。
- (2) 健康診断は、年2回内科検診及び歯科検診を行い、異常がある児童については、医師の指示に従い受診させる。

4 苦情への対応

- (1) 入所児童一人ひとりの意思を尊重し、苦情を密室化せず、適切な対応により、円滑・円満な解決の促進や施設の信頼獲得を図る。
- (2) 苦情解決委員会第三者委員
 - 小 松 史 明 (元小学校校長)
 - 鈴 木 秀 世 (元浩々学園園長)
 - 赤 石 和 枝 (元小学校校長)

5 施設サービス評価

入所児童が健康で豊かな生活を送れるよう安心・安全な生活環境を整えるとともに、職員個々が自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、より適切な支援に努める。

6 安全管理

- (1) 施設・整備の自主定期点検と保守管理に努める。
- (2) 消防計画に基づき、年2回の総合防災訓練と毎月1回の避難訓練を実施する。
- (3) 防災機器、厨房ガス器具などの定期点検、整備を実施する。
- (4) 警察官立会いのもと、さすまたを使用した不審者対策避難訓練を実施する。
- (5) AED（自動体外式除細動器）を使用し、心肺蘇生法等応急手当の習得に努める。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) ボランティアの受入れ

屋外活動や慰問活動、子どもの遊び相手などボランティアの受入れを積極的に行い、外部との交流に努める。
- (2) 実習生の受入れ

保育士、社会福祉士及び介護等体験の現場実習を受け入れ、福祉の人材育成に努める。
- (3) 地域との交流・連携等

地域の清掃活動や夏祭り等の園内行事に地域住民を招待するほか、マラソン大会や地区運動会、合同キャンプなどスポーツや文化活動へ積極的に参加し、心身の健全育成を図るとともに地域の一員としての自覚を育てる。

(4) 家庭支援

退所児童へのアフターケアを行うほか、家庭支援専門相談員を中心に家庭引取りとなったケースに対し、家庭訪問や自治体主催の会議への参加などを通して、地域における子どもと家庭の支援に努めていく。

8 年間行事計画

○毎月1回行うもの

誕生会、避難訓練、職員会議、処遇会議、給食会議、中学校との情報交換会

○定期的に行うもの

児童相談所との情報交換会、合同情報交換会（小学校、中学校）、子ども安心委員会、中学校との情報交換会

月	行 事 内 容	場 所
4	進級祝・入学祝	園内
	児童福祉週間行事（ROUND 1 スタジアム）	盛岡市
5	ごみゼロ運動	根城学区内
	児童との面談週間	園内
	学齢別グループ行動（幼児）	市内
6	調理実習（高校生）	園内
	学齢別グループ行動（中学生）	市内
7	不審者対策避難訓練	園内
	ちびっこマラソン大会	市内
	青森県児童養護施設交流会（スポーツ大会）	青森市
8	お祭り見学	市内
	夏祭り	園内
	健康診断	園内
	流しそうめん	園内
	調理実習（高校生）	園内
9	調理実習（高校生）	園内
	学齢別グループ行動（小学生①）	市内
10	収穫祭	園内
	チーム会食	園内
11	児童との面談週間	園内
	チーム会食	園内
	衛生・感染症講習会	園内
12	クリスマス会	園内
	学齢別グループ行動（小学生②）	市内
1	健康診断	園内
2	節分（豆まき）	園内
	卒園式	園内

	卒業を祝う会	市内
	学齢別グループ行動（中学校３年生）	市内
3	ひなまつり	園内

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容	場 所
毎月	復命研修を含む内部研修	園内
4	アセスメントについて	園内
6	性問題について	園内
9	児童の健康について	園内

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人 数
4	子育てフォーラム	青森市	1
5	東北ブロック児童養護施設協議会総会研修会	盛岡市	1
	社会福祉法人会計研修	青森市	1
	S B I 子ども希望財団児童養護施設職員研修（後期）	東京都	1
	児童養護施設新任職員研修	八戸市	2
6	東北ブロック児童養護施設研究協議会	花巻市	3
7	栄養・食育マネジメント	青森市	1
9	児童養護施設職員指導者研修	横浜市	1
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修チームリーダーコース	青森市	1
10	被虐待児童等虐待防止対策事業研修	青森市	1
	全国児童養護施設長研究協議会	新潟市	1
11	東北ブロック専門職員研修	浅虫	3
	県児童養護施設協議会職員研修	青森市	3
12	全国秋季セミナー	東京都	1
	社会的養護を担う児童福祉施設長研修会	東京都	1
	青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修	青森市	1
1	S B I 子ども希望財団S B I 子ども志塾（前期）	東京都	1
2	ファミリーソーシャルワーク研究会	東京都	1
合 計			25

10 業務体制 定員 35 人（暫定定員 30 人）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条）

基準合計	施設長	児童指導員・保育士	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員	事務員	嘱託医
19	1	10	1	1	4	1	(1)

○職員配置

配置合計	施設長	児童指導員・保育士	個別対応職員	家庭支援専門相談員	里親支援専門相談員	事務員	嘱託医	夜間専門員	嘱託専門員（学習指導担当）	調理員	用務員
25	1	10	1	1	1	1	(2)	2	1	4	1

※（ ）は嘱託

11 入所者の状況

（令和 2 年 2 月 1 日現在）

区分	幼 児	小学生	中学生	高校生	その他	計
男子	1	5	3	5		14
女子	3	3	4	2	1	13
計	4	8	7	7	1	27

小 菊 荘

〔施設の種類〕	母子生活支援施設
〔入所定員〕	17世帯（暫定12世帯）
〔所在地〕	八戸市根城五丁目4番9号
〔建設年月日〕	昭和48年3月31日
〔事業開始年月日〕	平成21年4月1日
〔施設の概要〕	敷 地 1,570.48㎡
	建 物 鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積 1,104.72㎡
	付属建物 物置 54.00㎡

1 事業運営の基本方針

- (1) 母子を共に入所させ、その私生活を尊重しながら自立を促すため、家庭や稼働状況を踏まえながら就労、家庭生活、児童の養育に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う。
- (2) 必要に応じ地域住民や地域団体等との交流に努める。

【2年度の重点目標・新規取組事項】

- 県内外の福祉事務所、関係機関へのPRを継続し、入所世帯数の増加を図り安定的な施設運営に努める。また、施設利用対象や留意事項についての資料を作成し、施設に対する理解が深まるよう福祉事務所等への丁寧な説明に努める。
- 施設の支援内容・ルール等について入所者から十分な理解が得られるよう、説明資料を見直し、説明する機会や内容を工夫する。
- 一時保護室、脱衣室及び給湯室床等、施設の老朽化による不具合のある個所をすぐに修繕し、入所者が快適に暮らせるよう環境整備に努める。
- 第三者評価を受審することにより、新たな業務への課題を見つけ入所母子の問題解決・改善に努める。

2 入所者の処遇

(1) 母親への支援

- ① 年に2回面談を行い、入所者の意向を尊重し、個々の状況に合わせた自立支援計画票を作成し、計画に基づいた支援を行う。
- ② 母子が安心・安全に暮らせる生活環境の提供に努める。
- ③ 資格取得や能力開発、求人案内等の情報提供、ハローワークへの同行等の就労支援を行う。
- ④ 母の体調不良時等の子の見守りや、保育園送迎、通院の付き添い、買い物代行等の子育て支援を行う。
- ⑤ 自立に向けて活用できる社会資源の情報を提供する。

- ⑥ 個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談助言を行う。

(2) 児童への支援

- ① 年に2回児童面談を行い、児童の意向を尊重し、個々の状況に合わせた児童自立支援計画票を作成し、計画に基づいた支援を行う。
- ② 児童の生活指導や学習支援、進路相談等を行う。
- ③ 発達段階に応じて、母親・学校・児童相談所と連携し個別指導を行う。
- ④ スポーツ、レクリエーション及び子ども会等の団体活動を通じ、体力の向上を目指し、自主性と社会性、責任感を育てる。

(3) 一時保護（配偶者からの暴力被害者の一時保護）

保護の実施に当たっては、青森県女性相談所や、青森県配偶者暴力相談支援センター、八戸市、警察署、他の母子生活支援施設等と連携をとって行う。

(4) 退所母子に対するアフターケア

- ① 退所者からの各種相談に応じる。
- ② 学校の長期休み期間中に、退所後も利用依頼があれば学習支援を行う。
- ③ 退所後も夏祭りに招待し、母子の状況確認を行う。

3 健康管理

- (1) 年2回健康診断、歯科検診を行い、異常のある者については、嘱託医と連携し、健康管理上の支援を行う。
- (2) 清潔な生活環境の維持を呼びかけ、感染症予防対策や予防接種に関する情報提供を行う。
- (3) 急病時の応急手当、医療機関への連絡等の支援をする。
- (4) 緊急医薬品、医療図書を常備する。
- (5) 料理・調理図書の常備、食習慣及び調理方法等に関する支援を行う。

4 苦情への対応

- (1) 入所者一人ひとりの意思を尊重し、苦情を密閉化せず、適切に対応することにより福祉サービスの質の向上を図る。
- (2) 苦情解決第三者委員への苦情解決に関する報告会（現況報告・情報交換等）を年1回以上実施する。
- (3) 苦情解決委員会第三者委員
川 口 司 （長坂保育園園長）
漆 澤 紀 子 （元八戸市民生委員・元児童委員）

5 施設サービス評価

- (1) 第三者評価を三年に一回以上行い、支援サービスの質の向上を図る。
- (2) 自己評価を実施し、職員一人ひとりが施設の課題を明確に捉え、よりよい支援サービスを提供できるよう努める。

6 安全管理

- (1) 消防法に基づく総合避難訓練（年1回）及び児童福祉施設最低基準に基づく避難訓練（月1

回)を実施する。

- (2) 不審者侵入に対応する実施訓練（年2回）を実施する。
- (3) 消防法に基づく消防設備保守点検業務を実施する。
- (4) 消防設備及び防災機器の自主点検を毎月1回実施し、不良個所の早期発見に努める。
- (5) 居室内の安全点検を年2回実施する。
- (6) 宿直業務委託を継続し、夜間巡視体制の強化を図る。
- (7) 火災監視サービス・非常通報サービスの機械警備業務委託契約を継続し、防災・防犯体制の強化に努める。防犯カメラ・センサーライト・モニターカメラ等の設置により、不審者の建物内侵入対策を継続して行う。
- (8) 災害発生時に、速やかに、全職員が入所者へ非常食等を配付するための訓練を年2回実施する。
- (9) 個人情報とは、その情報取得と利用目的について、入所者からの理解・同意を得た上で適切に扱い、情報の漏えい事故が発生しないよう、書類の保管等安全管理に努める。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) ボランティアを積極的に受入れ、外部との交流に努める。
- (2) 学生等の施設実習を積極的に受け入れ、母子自立支援に係わる知識の習得を提供し、福祉専門職の養成に寄与する。
- (3) 地域の防災訓練、行事への参加、清掃活動をととして地域との交流を図り、施設に対する理解が深まるよう努める。
- (4) 入所時健康診断料を施設負担とし、利用者負担を軽減することにより地域貢献に努める。
（令和元年度実績6世帯 延人数13名：令和2年3月受診見込を含む。）

8 年間行事計画

○毎月行うもの

常会・子ども会・ケース検討会議・職員会議・避難訓練

月	行 事 内 容	場 所
4	小菊荘こども会進級進学を祝う会 進級進学祝い（全世帯）	市内 施設内
5	清掃活動	近隣公園等
6	プラネタリウム観覧	市内
7	親子レクリエーション	青森県
8	夏祭り 前期児童誕生会	施設内 施設内
9	清掃活動	近隣公園等
10	ハロウィン（お菓子、カレー提供）	施設内
11	ボウリング会	市内
12	クリスマス会	施設内
1	後期児童誕生会	施設内

	お雑煮提供	施設内
2	豆まき会	施設内
随時	地域主催の行事等	市内

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任職員等研修
5	一時保護への対応について
6	緊急時の対応について①
7	食中毒について
8	苦情対応について
9	緊急時の対応について②
10	虐待防止について
11	感染症について
12	メンタルヘルスについて
1	緊急時の対応について③
2	リスクマネジメントについて
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容	場 所	人数
6	職場研修担当者研修会	青森市	1
	社会福祉施設職員経理研修（児童福祉施設）		1
	社会福祉法人指導監査対策セミナー		1
7	保育所セミナー	青森市	1
	甲種防火管理資格取得講習会	八戸市	1
8	子ども虐待防止研修	青森市	1
9	北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会	福島市	2
	福祉サービス苦情解決関係者等研修会	青森市	1
10	子ども・家庭福祉担当者職員セミナー	青森市	1
	カウンセリング研修（初級1）		1
11	秋田県母子福祉協議会職員研修	秋田市	1
12	DV相談・支援者向け講座	青森市	3
2	救急救命講習	八戸市	2
随時	青森県内の福祉従事者向け研修	青森市	

10 業務体制（暫定定員 12世帯）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条）

基準合計	施設長	母子支援員	少年指導員兼事務員	調理員等 ※1	嘱託医	加算合計	個別対応職員加算	加算 少年指導員兼事務員	特別加算 入所児童（者）処遇
6	1	2	1	1	1	3	1	1	1

※1 調理員等は調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない

○職員配置

配置合計	施設長	母子支援員	少年指導員兼事務員	調理員等	嘱託医 ※2	個別対応職員	少年指導員兼事務員	用務員
12	1	3	1	2	2	1	1	1

※2 嘱託医は内科医と歯科医

11 入所者の状況

（令和2年2月1日現在）

区分	3才未満	3才以上	小学生	中学生	高校生	母親	合計
男	1	5	2	1			9
女		3	2	2		10	17
計	1	8	4	3		10	26